

提出意見とこれに対する県の考え方

【計画の全体に関すること】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	文中年月表記の一部が元号のみの表記であり時系列把握が困難な場合があります。 西暦表記又は元号西暦併記に統一を御願い致します。	ご意見を踏まえ、全ての表記で和暦・西暦を併記し統一しました。
2	当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。 県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。 (案作成時に実施済とは思いますが一応。)	本計画は、学識経験者、犯罪被害者遺族、民間犯罪被害者等支援団体、公募委員等で構成する「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」の意見を反映した上で策定しています。

【第1章「計画の基本的事項」に関すること】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
3	当計画は「山口県犯罪被害者等支援条例」に基づくものであり、以降にも「条例」との記載多く見受けられます。 最初に「山口県犯罪被害者等支援条例（以下「条例」）」とし、以降「条例」（他条例と区別のため「」付）と記述するのがわかりやすい気が致します。	ご意見を踏まえ、最初に「山口県犯罪被害者等支援条例（以下「条例」とする。）とし、以降、本文中は「条例」と記載することとします。なお、他条例を記載する際は当該条例の正式名を記載することで区別できるため、「」付きでは記載はしません。

【第2章「犯罪被害等の現状」に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
4	主に犯罪件数についての状況説明とともに、ここ5年間の件数推移のグラフ表記となっておりますが、「認知件数は平成14年(2002年)をピークに、18年連続で減少しています。」(P3)との記述もあります通り長期的件数推移も可能であればグラフ表記頂ければと思います。	本計画は、近年の犯罪状況等を踏まえて策定する5箇年計画であることから、掲載するデータは過去5年間のもので統一しています。
5	グラフは全て「県内」の件数とは思いますが、グラフ見出しは《県内～》として頂ければ幸いです。	ご意見を踏まえ、第2章 犯罪被害等の現状の「1 犯罪等の現状」を「1 犯罪等の現状（県内）」に修正します。
6	県内と全国で、犯罪件数推移傾向に大きな差がある場合はその旨記述頂ければ幸いです。	本計画は山口県の犯罪情勢等を踏まえた上で策定する計画であり、全国の情勢についての記述はいたしません。 なお、全国でも刑法犯認知件数は減少傾向にあるなど、県内と全国で極端な差はないものと認識しています。
7	意見募集資料内図表には、意見記述のためにも通し番号設定願います。	ご意見を踏まえ、図表に通し番号を追加しました。

【第3章「計画の基本的考え方」に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
8	現状なり具体的施策なり必要な支援なりは当事者でない当方が想像で意見できるものではないと考え	本計画は、学識経験者、犯罪被害者遺族、民間犯罪被害者等支援団体、公募委員等で構成する「山口

	ております。 当事者（犯罪被害者等）の意見を聞くこと自体難しいと思われませんが極力当事者意見反映の施策実行を御願ひ致します。	県犯罪被害者等支援施策評価委員会」の意見を反映した上で策定しています。
9	当該内容、基本的には「山口県犯罪被害者等支援条例」に従うものと認識しております。 条例に従った対応と、必要であれば条例の改正実施を御願ひ致します。	いただいたご意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
10	当事者への各施策情報提供も当事者事情に配慮したものとされます様御願ひ致します。	
11	当事者の個人情報等が行政から漏洩（の結果二次三次被害の発生）、という事態を時折報道で見かけます。 行政の特に情報取り扱いの姿勢体制の整備を御願ひ致します。	個人情報については、「山口県個人情報保護条例」に基づき、適切な取扱いに努めてまいります。

【第4章「具体的施策」に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
12	「年間を通じた広報啓発」とのことで、「犯罪被害理解促進期間」の記述ありますが、当方当期間の存在認識しておりませんでした。 又、「広く県民を対象とした広報啓発活動の推進」とのことで各種施策の記述ありますが、当方あまり犯罪被害者等に係る施策の県公報活動を見聞きした記憶がありません。 当方の注意不足とは思いますが、まだまだ広報不足と感じます。 県民に広く伝えるべき内容の広報活動の強化を御願ひ致します。	ご意見のとおり、県民に広く犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援についての理解を深めるよう努めてまいります。
13	犯罪被害を受けた方などに対する支援が必要なのは当然ですが、直接支援をするのではない、普通の人々が二次的被害を与える可能性があるため、県民への広報に重点的に取り組む必要があると思います。	
14	対象を絞っての/特定領域・範囲（事業者、学校等）への公報の強化もよろしく御願ひいたします。	いただいたご意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
15	各施策には関係県部署が記載されておりました。 部署別の関係施策一覧があっても良いのでは、と感じます。（但し関係が多岐にわたり分かり難くなるかもしれません。）	本計画は、県民の皆様にはわかりやすくするため、4つの基本方針に沿って具体的施策を記載することとしています。
16	当該案件、県内各自治体(市町)との連携が必要と思われませんが、「山口県犯罪被害者等支援推進協議会」の構成に市町等の記述ありますものの、協議会での対応だけなのでしょう。市町とどう連携していくのか明示願ひします。	各施策において、市町との連携が見込まれるものについては、本文中にその旨を記載しています。 なお、連携の方法については、個別具体的な状況により異なるため、明示はいたしません。
17	当然のことではありますが、「犯罪被害者等を減らす=犯罪を減らす」施策の実施も御願ひ致します。	本計画は、山口県犯罪被害者等支援条例の目的を達成するために策定するものです。
18	「犯罪加害者等」「犯罪関係者等（例：犯罪企業の従業員...結果として加害者であれ当事者認識ないまま	いただいたご意見は、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。

	事態が発覚し、ある意味被害者)」に対する施策検討も御願ひ致します。	
--	-----------------------------------	--

【第5章「計画の進行管理」に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
19	「進行管理のイメージ」の中に「県民（への広報からの意見）」が存在していません。明記されたほうが良いかと思ひます。	進行管理は、公募委員を含む「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」において行うこととしていいますので、ご意見を踏まえ、同委員会の標記に「公募委員」を追記します。 なお、計画を改定する際には、パブリック・コメント等により広く県民から意見を募集します。

【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
20	当該計画は国の施策の影響を強く受けるものと感じますが、「国に対して意見する」という視点に乏しいと感じます。 「県行政として、或いは県行政の参加する組織（例（あくまで例）：知事会）を通じて、場合によっては県民・県内団体からの意見聞き取り意見募集実施の上位施策に適宜意見する」、と言った内容を追加すべきと考えます。	本計画は、県の犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、国の「犯罪被害者等基本計画」に意見することを目的としたものではありません。 いただいたご意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
21	当件、30頁の資料ではありますが、本来関係する国・県の法令条例計画他も参照して意見すべきものと考えます。 又、同時期に県だけで計4件の意見募集が実施されており、その様な中意見募集期間が通常通り1ヶ月と言うのは時間が不足していると感じます。 意見募集期間延長、あるいは意見募集内容・御返答公開後再意見募集すべきと考えます。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。
22	県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。 「県民＝主権者」からの「記述不足・期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願ひます。 （「県の条例に則って（1ヶ月）実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。）	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。
23	「意見募集資料内図表への通し番号設定」は県の意見募集の際常時提示しております。 今回の資料に通し番号のない理由を御答へ願ひます。（県民意見の内容が県行政内で共有されていない、と感じます。） （意見募集に対して、継続的に意見している「記述方法等についての意見」に対応していない、と言う	本計画は、山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会等の作成過程を経て策定したものです。 いただいたご意見は、今後の計画策定等の際の参考とさせていただきます。

	事は、当該意見募集についても「意見は受けるが対応はしない」と言っている様に感じます。）	
24	<p>前述「意見募集の案は西暦表記又は元号西暦併記に統一」については県民意見募集の度に意見通知しております。</p> <p>今回の当意見募集で元号のみの記述となっております理由を明示願います。</p> <p>(県民意見の内容が県行政内で共有されていない、と感じます。)</p> <p>(意見募集に対して、継続的に意見している「記述方法等についての意見」に対応していない、と言う事は、当該意見募集についても「意見は受けるが対応はしない」と言っている様に感じます。)</p>	
25	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願い致します)。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(7月19日の中国新聞、山口新聞、宇部日報「山口県広報」)により広報に努めました。</p> <p>大きさについては、各紙面をご確認ください。</p>
26	<p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。</p> <p>(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。)</p>	
27	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。</p> <p>(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報の十分・不十分の御判断」を御明示願います。)</p>	
28	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。</p> <p>又、当計画(案)内にも「県民への広報啓発活動」の記述ありますが、その方針にも合っていないと感じます</p> <p>県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。</p>	<p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
29	<p>パブリックコメント/県民意見募集の案については、資料内図表への通し番号設定を必須とする様県行政対応を御願い致します。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の計画策定等の際の参考とさせていただきます。</p>

30	パブリックコメント/県民意見募集の案については、年月表記を西暦表記又は元号西暦併記に統一する様県行政対応を御願ひ致します。	
31	専門用語・行政用語の解説掲載はありがたいです。パブリックコメント/県民意見募集の案については、語句解説掲載を必須とする様県行政対応を御願ひ致します。	
32	経緯の年表の記載はわかりやすくありがたいです。 意見募集/パブリックコメントの際は、意見を求める計画・施策（案）作成の経緯の年表掲載を必須として頂けましたなら幸いです。	
33	計画の進行管理についての記述があるのはありがたいです。 意見募集/パブリックコメントを行なう様な計画・施策（案）には「計画の進行管理」「計画の推進管理体制」の明示を必須とされます様宜しく御願ひ致します。	

【その他】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
34	<p>念願の県条例が施行されました事、大変喜ばしく感じておりますと共に山口県民の一人として誇りに思っております。条例の策定から施行迄の間、関係された皆様のご苦勞とご努力にエールをお送りさせて頂きます。</p> <p>支援を必要とされる県民の皆さんに、支援の手が差し伸べられるのは市民生活の接点である市町の行政だと思います。</p> <p>県条例に呼応して、市町の条例制定に動き出した市町もある様には聞いておりますが、山口県の全市町に条例が制定されて初めて山口県民すべてに、支援の手が差し伸べられるものと思います。</p> <p>県条例制定・施行後の次のステップとして、これを契機に市民との接点である市町の条例制定にご努力されます事を切に御願ひ申し上げます。</p>	<p>社会全体で犯罪被害者等支援を推進するためには、市町における犯罪被害者等支援に関する条例の制定や、支援制度の充実が非常に効果的であると考えています。</p> <p>いただいたご意見は、山口県犯罪被害者等支援推進協議会において市町と共有し、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。</p>
35	<p>犯罪被害と言えば、通常は警察を思い浮かべると思っています。</p> <p>支援を充実させるためには、これまで以上に警察との連携体制が必要だと思います。</p> <p>県と警察の垣根がなくなるように取り組んでほしいと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、犯罪被害者等支援を推進する上で県と県警察の連携は不可欠であることから、山口県犯罪被害者等支援推進協議会等を通じて、これまで以上に緊密に連携してまいります。</p>